二項の規定に基づく公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（平成八年建設省令第十二号）による改正前の公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「旧公営住宅法施行規則」という。）第六条の規定に基づき、改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める告示

第一　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十三条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める平成二十八年十一月から平成二十九年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る率は、次のとおりとする。

建設年度	北海道以外の地域に適用される率			北海道の地域に適用される率		
	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅		木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅	
昭和三五	三・二	三・〇		三・〇	二・七	
三六	二・七	二・七		二・六	二・五	
三七	二・六	二・六		二・六	二・四	
三八	二・六	二・五		二・六	二・四	
三九	二・四	二・四		二・三	二・二	
四〇	二・四	二・四		二・二	二・一	
四一	二・三	二・三		二・二	二・一	
四二	二・一	二・一		二・二	二・〇	
四三	二・〇	二・〇		二・〇	一・九	
四四	一・九	一・九		一・九	一・八	
四五	一・八	一・八		一・八	一・七	
四六	一・七	一・七		一・七	一・七	
四七	一・六	一・七		一・七	一・六	
四八	一・四	一・五		一・四	一・四	
四九	一・二	一・三		一・二	一・二	
五〇	一・二	一・三		一・二	一・二	
五一	一・二	一・三		一・二	一・二	
五二	一・二	一・二		一・二	一・二	
五三	一・二	一・二		一・二	一・二	
五四	一・一	一・二		一・一	一・一	
五五	一・一	一・一		一・一	一・一	
五六	一・一	一・一		一・一	一・一	
五七	一・一	一・一		一・一	一・一	
五八	一・一	一・一		一・一	一・一	
五九	一・一	一・一		一・一	一・一	
六〇	一・一	一・一		一・一	一・一	
六一	一・一	一・一		一・一	一・一	
六二	一・一	一・一		一・一	一・一	
六三	一・〇	一・一		一・〇	一・一	
平成元	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
三	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
四	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
五	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
六	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
七	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
八	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
九	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一〇	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一一	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一二	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一三	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一四	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一五	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一六	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一七	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一八	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
一九	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二〇	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二一	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二二	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二三	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二四	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二五	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二六	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二七	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	
二八	一・〇	一・〇		一・〇	一・〇	